

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスの整備、充実に取り組んでおります。そのために、取締役会の機能的な運営ならびに監査等委員会が定めた監査方針に従い監査等委員が計画的かつ厳正な監査を実施するとともに、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する経営監視委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。

また、監査部による内部監査を実施し内部統制機能の充実に努めると同時に、会社情報の適時開示およびIR、PR活動を推進してまいります。

なお、当社は2021年6月25日開催の第68回定時株主総会での決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有することで、監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家・海外投資家の比率および要望の状況等を踏まえ、議決権電子行使の環境や招集通知の英訳を必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

英語での情報の開示・提供については、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、現時点で独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置はしていませんが、取締役の選任・報酬の検討にあたり、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得、取締役会の審議及び決議を行っております。したがって、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に果たされていると認識しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会による経営の監督の実効性を把握し、その改善を図ることにより、当社の中長期的な企業価値の最大化に資することを目的として、取締役会全体の実効性の分析・評価を定期的に変更することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、取引関係の維持・強化や業務提携の推進等事業活動上の必要性に鑑み、株価動向、株式数も助案の上、合理性があると認める場合、上場株式を保有することとしており、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される銘柄については、縮減を図ります。また、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別具体的に精査、検証し、その内容は有価証券報告書の記載をもって情報開示を行います。

政策保有株式の議決権の行使に当たっては、議案の内容を精査し、株主価値向上に資するかどうか、また当社への影響や、投資先の中長期的な企業価値向上の観点等を総合的に判断して行使することとしており、適切な対応を確保できると考えております。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6】

当社は、特定の企業年金基金に加入していませんが、従業員の資産形成のため、確定給付型年金に加え、企業型確定拠出年金制度を導入しております。確定給付企業年金の運用は、運用基本方針を定めて、定期的に執行役員会に運用結果報告を行い、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理しております。また、当社の企業年金の運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮するため、人事部門において教育を受けた人材を配置するとともに、人材の育成に努めております。

【原則3-1】

() 経営理念、経営の基本姿勢、DAIKOグループ行動基準を当社ウェブサイトに掲載しております。

() コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

() 当社の取締役および監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬等の総額について株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、取締役については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定しております。なお、当社の常勤取締役および執行役員は、固定報酬と業績連動報酬を3:1の比率とする基準を取締役会で決定しております。基準の決定に当たっては、業績との連動性を高め、株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに、役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締

役員にて審議し決定しております。

なお、業績連動報酬額は、基準額に当期利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤の監査等委員で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役に報告しております。

()取締役及び監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことを基本的な考え方として、経験や知見に基づき客観的かつ適切な監督又は監査といった機能および役割が期待できる、企業経営の経験が豊富な人材、または専門知識を有する専門家の中から選任し、指名の手続きを行っております。また、経営陣幹部の解任については、会社業績や役員評価委員会の評価結果を踏まえ、取締役会に付議することとなり、会社の業績が未達に終わった場合、取締役会に報告し総合的な検証をおこなったうえで、その判断をすることとしております。

()取締役及び監査等委員である取締役候補者の選任理由については、定時株主総会招集ご通知において、開示しております。また、解任理由の開示については、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。

【補充原則4-1-1】

当社は、定款、取締役会規程および職務決裁に関する規程に基づき、取締役会、執行役員会、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、取締役の経営責任をより明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、平成21年6月26日付けをもって、取締役の任期を2年から1年へと短縮しております。また、2021年6月25日付けをもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、一部の重要な業務執行の決定を取締役へ委任し、社内執行部門における意思決定の強化および迅速化を図っております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所の独立性基準に基づき、独立した社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、経営に関する豊富な経験と識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定し、代表取締役が原案を作成のうえ、取締役会に提案し、取締役会において決定しております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補者の指名に関する考え方とほぼ一致しております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査等委員である取締役は、他の上場会社の役員を兼任する場合、その役割及び責務を適切に果たすため、必要かつ合理的な範囲にとどめております。また、当社取締役・監査等委員である取締役の重要な兼職の状況及び取締役会・監査等委員会への社外取締役・監査等委員である社外取締役の出席状況は、毎年の定時株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照願います。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査等委員である取締役に対し、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、事業の内容、リスク、財務状況、関係法令の状況などの説明や、執行部門から業務執行状況の報告を行っております。また、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習などを含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しております。

【原則5-1】

当社は、会社情報の適時開示に係り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制を整備し、充実を図るよう努め、コーポレート本部長を「情報開示責任者」として、IRポリシーを公表しております。また、「取締役会規程」「ディスクロージャー規程」などの規程類を整備し、適切に運用実施するとともに、関連部門(長)による情報の収集・報告・開示の体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	1,866,827	13.68
株式会社オービック	1,500,000	10.99
大興電子通信従業員持株会	662,762	4.86
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	637,000	4.67
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	630,000	4.62
みずほリース株式会社	517,569	3.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	426,200	3.12
大興電子通信取引先持株会	229,146	1.68
サンテレホン株式会社	200,000	1.47
古我 知史	186,700	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小関 雄一	他の会社の出身者													
澤谷 由里子	学者													
岡田 登志夫	他の会社の出身者													
樋口 千鶴	弁護士													
小野 弘之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小関 雄一			小関雄一氏は、富士通株式会社の執行役員の職に就いております。同社は当社の大株主であり、同社と当社は、取引関係にあります。	富士通株式会社の執行役員常務を務めており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。

澤谷 由里子			澤谷由里子氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師、名古屋商科大学大学院ビジネススクール教授を務めております。	日本IBM株式会社での豊富な業務経験に加え、早稲田大学研究戦略センター教授、東京工科大学大学院バイオ・情報メディア研究科アントレプレナー専攻教授を歴任し、現在は早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師、名古屋商科大学大学院ビジネススクール教授を務めており、特に情報技術に関する高度な知識と併せてサービスデザインに関する専門的な知見と客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
岡田 登志夫			岡田登志夫氏は、株式会社MITOSの代表取締役の職に就いております。	株式会社キーエンスでの豊富な業務経験に加え、株式会社イブプロスの代表取締役社長を経て、現在はビジネスプロデューサーとして、様々な企業の新規事業立ち上げや業務改革を手掛けており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
樋口 千鶴			樋口千鶴氏は、上條・鶴巻法律事務所所属する弁護士であります。	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に加え、コンプライアンス等の企業法務に精通しており、特に弁護士としての専門的な知見を活かし、法的かつ客観的な視点から取締役の職務執行に対する監査、監督および助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小野 弘之			小野弘之氏は、富士通株式会社の執行役員の職に就いておりました。 富士通株式会社は当社の大株主であり、同社と当社は、取引関係にあります。 また、株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)の代表取締役会長の職に就いておりました。 株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)は、当社と取引関係にあります。	富士通株式会社での豊富な業務経験に加え、株式会社富士通マーケティング(現富士通Japan株式会社)の代表取締役会長として企業経営に関する経験を有しており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監査、監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

なし

現在の体制を採用している理由

更新

当社は、現在監査等委員の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ合理的な範囲で配置することとし、当該使用人への指揮命令は監査等委員に属するものいたします。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人には、適時情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けており、監査等委員会は、一年を通じて実施される会計監査人による期中監査や決算時監査について報告書等を受領し十分な説明を受けております。
内部牽制機能を確保するため監査部を設置し、監査等委員会には内部監査における問題点の報告等を実施し、連携して監査の実効性をあげております。また監査部は会計監査人に監査計画を連絡し、内部監査報告書を作成の都度提供しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬等の総額について株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、代表取締役、その他の業務執行取締役の職位に応じて固定報酬と業績連動報酬の基準額を取締役会において決定しております。当社の常勤取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬を3:1の比率で取締役会により基準を決定しております。基準の決定にあたっては、業績との連動性を高めることで株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定いたします。なお、業績連動報酬額は、基準額に当期利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤の監査等委員で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役会に報告しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

- ・取締役(5人)：報酬等の総額 149,314千円
- (社外取締役を除く)報酬等の種類別総額 基本報酬 91,515千円、業績連動報酬 57,799千円
- ・監査役(1人)：報酬等の総額 12,960千円
- (社外監査役を除く)報酬等の種類別総額 基本報酬 12,960千円、その他 - 千円
- ・社外役員(5人)：報酬等の総額 25,200千円
- 報酬等の種類別総額 基本報酬 25,200千円、その他 - 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬等の総額について株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、代表取締役、その他の業務執行取締役の職位に応じて固定報酬と業績連動報酬の基準額を取締役会において決定しております。当社の常勤取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬を3:1の比率で取締役会により基準を決定しております。基準の決定にあたっては、業績との連動性を高めることで株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定いたします。なお、業績連動報酬額は、基準額に当期利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤の監査等委員で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役会に報告しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートは、関連部門が適宜実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 現状の体制の概要

(1) 取締役会及び執行役員

取締役会は、取締役11名(うち社外取締役5名)で構成され、迅速な意思決定ができるよう運営しております。原則月1回開催し、会社法で定められた事項および経営に関する重要事項について審議、議決し、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。(2021年6月25日開催の当社第68回定時株主総会にて、取締役会の監督機能強化および経営全般に的確な助言をいただくために、社外取締役5名を選任しております。)

また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図るとともに、執行役員、常勤の監査等委員で構成する執行役員会を原則月1回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、うち2名は社外取締役であります。常勤の監査等委員は取締役会、執行役員会に出席し、取締役の職務執行および執行役員の業務執行を監査、監督して、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。

監査等委員会は、取締役に担当業務の状況を聴取し、また監査部が実施する部店等の内部監査に同行し問題点の把握に努め、監査の実効性を高めております。監査等委員会は、監査実施状況報告書を作成し、取締役に監査状況の説明を実施しております。

(3) 内部監査

内部牽制機能を確保するために監査部を設置しております。監査部が、子会社を含めた部店の実地監査を定期的に行い、内部監査報告書を作成して監査における問題点を指摘し、取締役に報告するとともに、監査時に指摘を受けた部店長に改善報告書を提出させる手続きを取っております。

監査部は部店監査の計画を公認会計士に連絡するとともに、内部監査報告書を作成の都度提供しております。また、監査部と公認会計士は外部監査実施時において必要な打合せを随時実施しており、双方が牽制機能を発揮する状況となっております。

(4) 会計監査

会計監査は太陽有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、必要とされる情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けております。2021年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士等の氏名および監査業務に係る補助者の構成については以下の通りであります。

<継続監査期間> 7年間

<業務を執行した公認会計士等の氏名> 並木健治、古市岳久

<監査業務に係る補助者の構成> 公認会計士7名、その他12名

2 社外取締役に係る事項

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)「当該社外取締役を選任している理由」に記載の通りであります。

3 監査等委員会の機能強化に向けた取組状況

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査等委員会】に記載の通りであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は2021年6月25日開催の第68回定時株主総会での決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有することで、監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図れるものと考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進や株主の便宜に資するよう、インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものを含む)を実施しております。(株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が管理運用する議決権行使サイトを利用しています。)
その他	株主総会招集ご通知を、当社Webサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにおいて、IRポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに、年度決算に係る決算説明会を年1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会の資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部の関連部署合同チームにて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、経営理念として「私たちは、情報サービスを通して“価値あるしくみ”を創造することで、社会の発展に貢献します。」を掲げるとともに、下記の通り各ステークホルダーに対する経営の基本姿勢を掲げております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様の思いを実現します。 2. 社員一人ひとりを尊重し、働きがいのある会社にします。 3. 株主の期待に応えます。 4. 取引先を大切にします。 5. 社会的責任を果たします。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、株主や投資家を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様に、当社をご理解のうえより適正な評価をいただくために、当社の重要な情報を公正かつ適時に開示することを基本方針とし、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。また、有価証券上場規程に該当しない情報につきましても、有効と判断される情報は、有価証券上場規程の主旨を踏まえ適切な方法により積極的に開示してまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制: 当社グループは、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の整備、充実に取り組みます。

・取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。

・当社は当社グループの企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する「経営監理委員会」を設置し、コンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー(Chief Compliance Officer(CCO))を選任するとともに、事業に関わる法令やリーガルリスクを特定しコンプライアンス体制を計画的かつ網羅的に整備します。

・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。

・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役職員に適用される「DAIKOグループ行動基準」の策定及び透明性のある内部通報制度(DAIKOホットライン)を設置し運用します。

・反社会的勢力や団体とは関わりを持たず、不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制: 当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に記録し、これを保存及び管理します。また、すべての取締役は常時これらの情報を閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制: 当社グループは、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社グループを取り巻くリスクを特定したうえで計画的かつ網羅的にリスク対応を図ります。また、経営監理委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制: 当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図り、執行役員会を原則月1回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議します。

(5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制:

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程に従い、子会社の職務執行の状況について子会社を管理する部門への報告を義務付けております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社を管理する部門が子会社を定期的に指導、管理を行うことで、子会社の業務執行機能の強化と効率性を図っております。

(6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項: 当社は、現在監査等委員の職務を補助する使用人はありませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ合理的な範囲で配置することとし、当該使用人への指揮命令は監査等委員に属するものといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制: 当社グループは、監査等委員会が定期的に取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、DAIKOホットライン規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがない体制を整備しております。さらに、監査が実効的に行われることを確保するため監査、法務、経理、総務等の関連部門が監査等委員の業務を補助するとともに、監査等委員が職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担いたします。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制: 当社は、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性を確保するために以下の体制を整備、運用し、企業価値の向上を図ります。

・内部統制規程、他関係諸規程、関連文書を整備することで適切な統制環境を構築し、合わせて業務の有効性及び効率性を高めます。

・内部統制の整備・運用状況を評価する日常的モニタリング、ならびに独立評価の仕組みを構築し、実施します。

・モニタリング結果は、経営監理委員会にて、集約、分析し、内部統制が有効に機能するよう継続的に改善を図り、代表取締役及び取締役会がその有効性を評価し外部に向けて報告します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループは、「DAIKOグループ行動基準」において反社会的勢力との関係遮断を掲げ、暴力団や総会屋などの反社会的勢力や団体に関わらないよう、倫理感と正義感をもち、常に良識ある行動に努め、反社会的勢力と見なされる取引先とはいかなる取引も行いません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

対応統括部署(コーポレート本部)および不当要求防止責任者を設置し、外部専門機関との連携については、特防連および特防協へ加盟し所轄警察署との連携を図っております。また、特防連のパンフレットを活用し役職員の啓蒙を図るとともに、不当要求防止責任者が外部研修へ参加するなど組織として対応が行えるよう体制整備を進めております。

なお、取引先との契約には暴排条項を設け、反社会的勢力との係りが無いことを相互に保証し、本条項に抵触した場合には即時に契約を解除できるよう定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を以下のとおり決定しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、株主様をはじめとした当社のステークホルダーとの信頼関係を最優先に考え、当社の企業価値を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。当社はこの方針の下、次の取組みを行ってまいります。

- (1) 業績の向上を図り、安定した収益基盤を確立すること
- (2) 大株主である企業との取引関係をより密にし、継続的な信頼関係を構築すること
- (3) 業績を反映した適正な株価形成と、円滑な株式流通を確保するため、IR活動を強化すること
- (4) 株主優遇策すなわち、株価、配当を財務戦略の重要課題として位置づけるとともに、財務面の健全性向上・維持に取り組むこと
- (5) 不本意な買収に対抗できる企業価値向上のため、経営計画を策定・推進し成長基盤を確立すること
- (6) 良好な労使関係を確立し、持株会の充実を図り従業員の支持を得ること

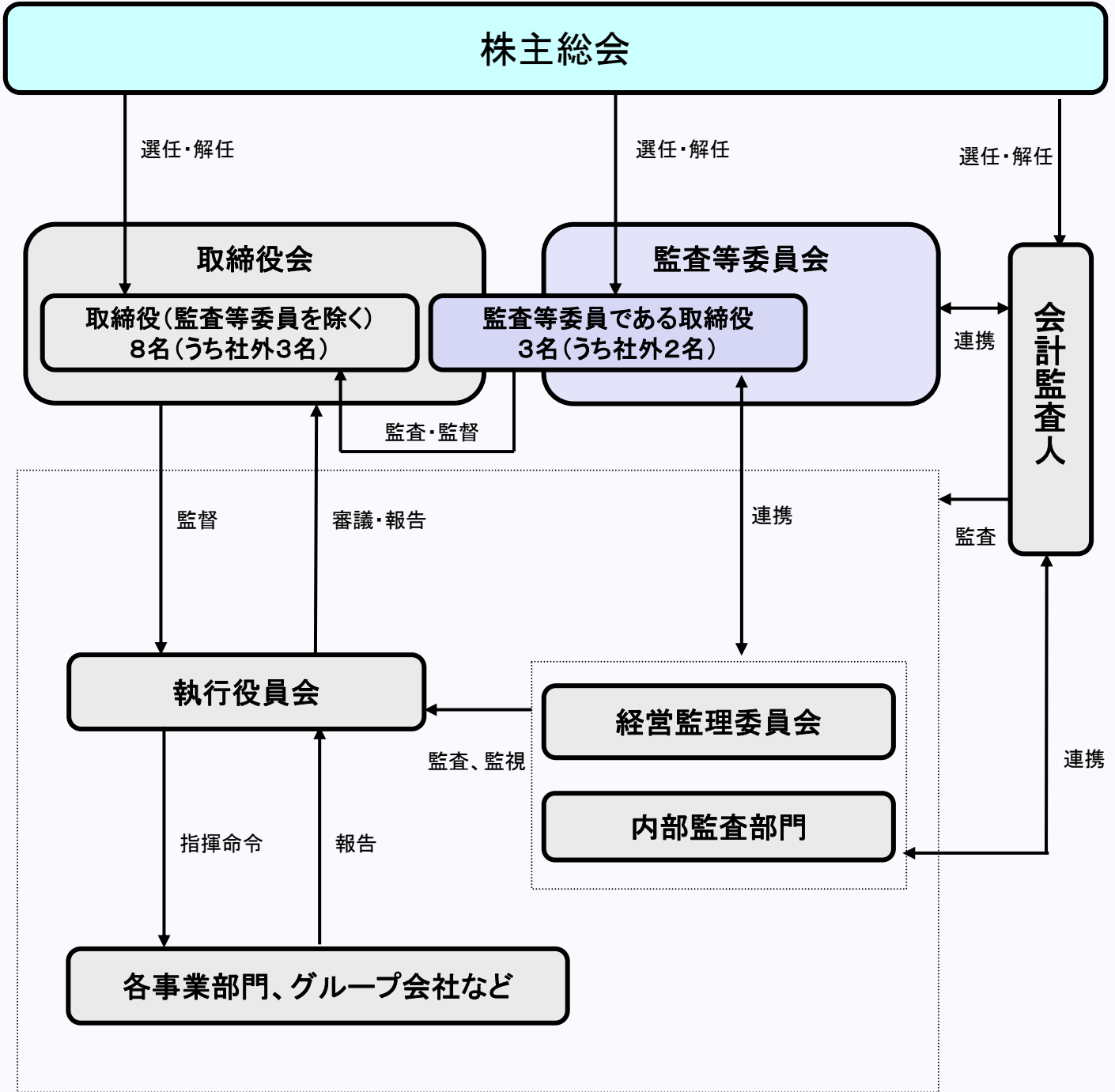
さらに、当社は株主異動状況の定期的な調査、買収提案があった場合の対応手順の作成等、当社株式の大量取得を行う者が出現した場合に適切な対応を講ずることができるよう努めてまいります。

なお、取締役会としては、上記取組みの具体的な内容からして、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

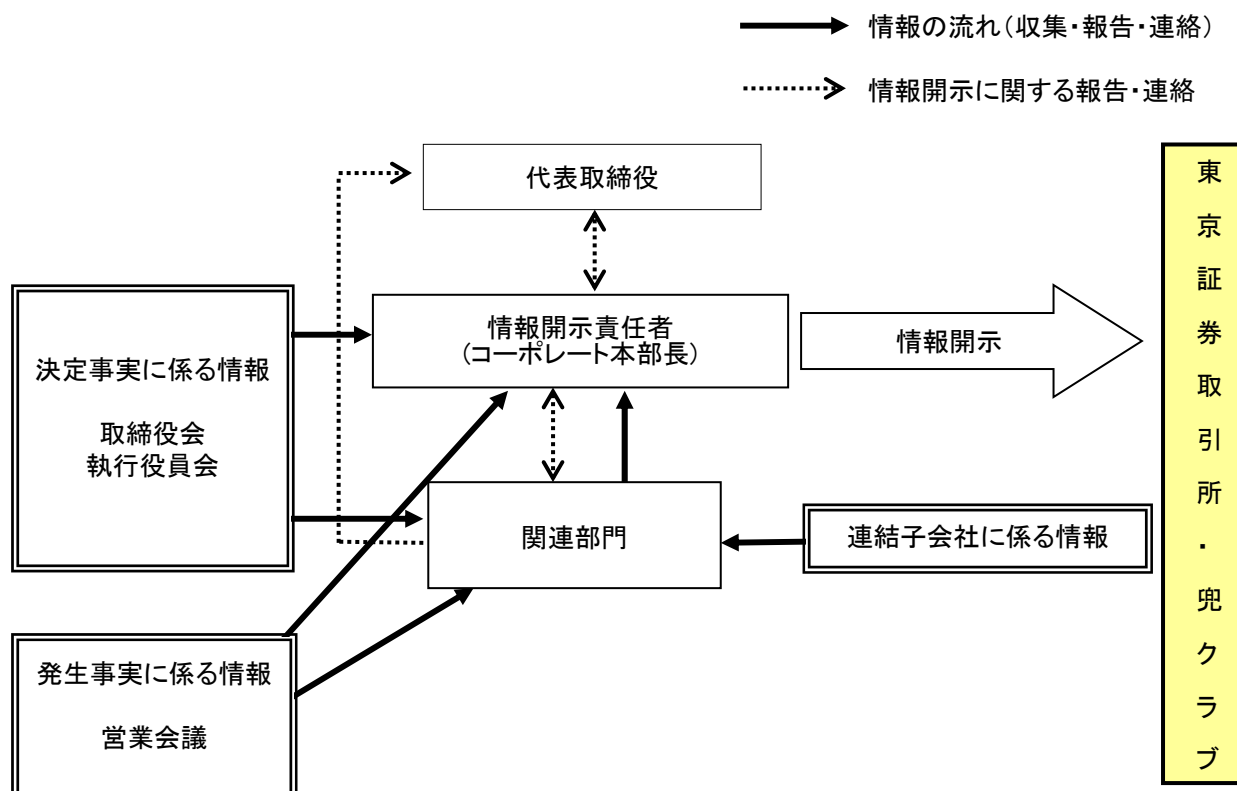
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時開示に係り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるように別紙記載の社内体制を整備し、充実を図るよう努め、コーポレート本部長を「情報開示責任者」として、「取締役会規程」「ディスクロージャー規程」などの規程類を整備し適切に運用実施するとともに、関連部門(長)による情報の収集・報告・開示の体制を整備しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の模式図



I. 情報収集の主要会議体

取締役会 : 原則、月1回開催され会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項について審議、議決。

執行役員会: 原則、月1回開催され、執行役員、常勤監査等委員で構成され、経営の重要事項および経営の全般的方針等取締役会への付議提案すべき事項他、経営・業務執行の意思決定を行う会議。

営業会議 : 原則、月1回開催され、常勤取締役、執行役員、本部長等で構成される業務執行、営業状況の報告・連絡会議。

II. 情報開示のための情報の流れ

適時開示に係る情報はディスクロージャー規程により定められた報告ルートにより情報開示責任者であるコーポレート本部長に集中され代表取締役への報告後、情報開示されることとなります。